

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する告示案の概要

1 改正の背景

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）が平成31年4月1日から施行されることを踏まえ、特定信書便事業者に係る標準信書便約款について、商法（明治32年法律第48号）の改正に伴う所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

特定信書便事業者のうち、一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者を対象とした標準信書便約款（告示）の一部を改正する。

3 施行期日

平成31年4月（予定）